

# 福祉医療費受給者証は、 8月1日から更新されます。

現在、受給者証をお持ちの方で更新が必要な方には、7月上旬に通知をお送りしますので、ご都合のつく会場で手続きを行ってください。

問合せ：仙北市民生活課 国保年金係  
☎43-3316



左記日程で更新手続きができない方は  
**7月27日(日)以降** 角館庁舎市民生活課  
国保年金係で手続きを行ってください。

**7月19日～26日の間は受給者証を  
交付することができません。**

通知に記載されている必要書類（健康保険証等）は必ずお持ちください。書類が揃っていないとその場での交付ができません。

## ◆更新日程

日にち	場所	時間
7月13日(月)	桧木内出張所	9時～17時
7月14日(火)	総合情報センター	10時～17時
7月15日(水)	総合情報センター	9時～16時30分
	角館庁舎市民生活課	17時30分～19時
7月16日(木)	田沢湖総合開発センター (田沢湖庁舎となり)	9時～19時
7月17日(金)	神代出張所	9時～19時
7月18日(土)	西木総合開発センター (西木庁舎となり)	9時～16時30分

## ◆福祉医療制度とは

福祉医療費助成制度は、乳幼児、小学生、ひとり親家庭の児童等、高齢身体障がい者や重度心身障がい(児)者の心身の健康保持と生活の安定をはかるため、医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度です。

福祉医療制度の対象となるが申請をしたことがない、受給者証の有効期限が平成27年7月31日までとなっているのに7月中に更新の通知が届かない、などの方は、8月1日以降に市民生活課国保年金係へお問い合わせください。

対象者	対象内容	所得制限 【所得制限対象者】
乳幼児と小学生	生まれた日から小学校修了年度の3月31日まで	なし(区分わけのため所得確認は必要)【父、母】
ひとり親家庭の児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭、父子家庭の児童</li> <li>父母のいない児童</li> <li>父または母が1～2級程度の身体障害者手帳等を持つ家庭の児童</li> </ul> ※18歳の誕生日を迎えた日以降の最初の3月31日まで ※被用者保険本人の方は該当しません。	あり 【父、母、扶養義務者】
重度心身障がい(児)者	身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを持っている方	被用者保険本人のみあり 【本人、配偶者、扶養義務者】
高齢身体障がい者	65歳以上の身体障害者手帳4～6級を持っている方 ※被用者保険本人の方は該当しません。	あり 【本人、配偶者、扶養義務者】

※乳幼児および小学生の自己負担については次のとおりです。  
①受給者は、医療機関で自己負担分の半額を負担。ただし、上限は1,000円(1医療機関、1か月ごと、入院・外来別、健康保険証別)  
②0歳児、市民税所得割非課税世帯は医療機関での自己負担はなし。

## ◆福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

次に該当する場合は届出が必要です。

- ▶健康保険証が変わったとき
- ▶住所や氏名が変わったとき
- ▶ひとり親家庭ではなくなったとき(事実婚含む)
- ▶転出、死亡したとき
- ▶身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき

- ▶受給者証を紛失、汚損、破損したとき
- ▶受給者証の有効期限が切れたとき
- ▶健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳(障がい者の区分で該当している方)、受給者証、印鑑をお持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・出張所へ届出をしてください。

## 介護保険事務所からのお知らせ

# 平成27年度 介護保険料の納付について

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

問合せ：

- ▶介護保険事務所 保険指導班 ☎0187-86-3911
- ▶仙北市長寿支援課 ☎43-2281
- ▶仙北市包括支援センター ☎43-2283

## ◆平成27年度介護保険料

対象者	区分(平成27年度の住民税課税状況等)	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している方 本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が80万円以下の方	32,940円 基準額×0.45
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が120万円以下の方
第3段階		本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が120万円を超える方
第4段階	住民税課税世帯 (本人非課税)	本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が80万円以下の方
第5段階		本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が80万円を超える方
第6段階	住民税課税世帯 (本人課税)	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方
第8段階		本人の前年の合計所得金額が190万円以上、290万円未満の方
第9段階		本人の前年の合計所得金額が290万円以上の方